

○新潟県道路占用規則

〔昭和45年 3 月31 日〕
新潟県規則第16号

改正 昭和59年 3 月27 日 規則第31号 昭和62年 3 月31 日 規則第21号
平成 2 年 3 月31 日 規則第49号 平成 6 年 2 月 4 日 規則第 6 号
平成 6 年 3 月22 日 規則第23号 平成12年 3 月31 日 規則第63号
平成14年 3 月29 日 規則第23号 平成18年 3 月31 日 規則第24号
平成19年 3 月16 日 規則第 6 号 令和 3 年 3 月30 日 規則第13号
令和 8 年 3 月31 日 規則第28号

新潟県道路占用規則をここに公布する。

新潟県道路占用規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、県が管理する一般国道及び県道の占用について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則63・一部改正)

(許可の申請)

第 2 条 法第32条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第 25号）別記様式第 5（以下「省令別記様式第 5」という。）による許可申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 占用の場所の位置図
- (2) 占用の場所の平面図、横断面図及び縦断面図（軽易なものについては、縦断面図を省略することができる。）
- (3) 占用物件の構造図、設計書及び仕様書（軽易なものについては、設計書及び仕様書を省略することができる。）
- (4) 道路の掘削断面図、復旧断面図及びこれらに伴う面積計算書
- (5) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書又は確認書の写し
- (6) 占用が隣接の土地、建物若しくはその他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その土地、建物若しくはその他の物件の所有者又は利用者の同意書
- (7) 現地の状況を示す写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(昭59規則31・平 2 規則49・一部改正)

(許可の基準)

第3条 道路の占用の許可基準は、法及び政令に定めのあるもののほか、別表第1に定めるところによる。

(工事の届出)

第4条 法第32条第1項の規定による許可を受けた者（以下「占有者」という。）が占有に関する工事（以下「工事」という。）に着手しようとするときは、3日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前）に別記第2号様式による着手届に道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定による許可書の写しを添えて知事に提出し、工事を実施するための指示を受けなければならない。

2 占有者は、工事が完了したときは、直ちに別記第3号様式による完了届に工事着手前、工事中及び工事完了後の状況を示す写真を添えて知事に提出し、その検査を受けなければならない。

(昭59規則31・一部改正)

(保安設備等)

第5条 占有者は、工事に伴う危険防止のため、別表第2に定める保安上必要な措置を講じなければならない。

(工事の施行方法)

第6条 占有者は、工事を施行する場合は、政令第13条及び第15条の規定に定めるもののほか、別表第3に定めるところによらなければならない。

(昭59規則31・平19規則6・一部改正)

第7条 削除 (昭59規則31)

(受託工事)

第8条 知事は、法第38条第1項の規定による受託工事を施行する場合には、あらかじめ占有者と立ち合いの上、復旧を要する面積等について、確認を行うものとする。

2 占有者は、前項の確認を行つた後直ちに別記第4号様式による確認書を2部作成し、復旧面積計算書及び求積図を添えて知事に提出しなければならない。

3 受託工事に要する費用（以下「路面復旧受託費」という。）は、第1項の確認書による面積に、別に定める単価を乗じて得た額とする。

4 占有者は、前項の路面復旧受託費を知事の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(昭59規則31・昭62規則21・一部改正)

(許可の表示)

第9条 占有者は、占有物件（地下占有物件を除く。）の設置場所又は見やすい箇所に、別記第5号様式及び別記第6号様式に定める表示をしなければならない。

(昭59規則31・一部改正)

(変更許可の申請等)

第10条 占有者が法第32条第3項の規定による許可を受けようとするときは、省令別記様式第5による申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 占有の場所の位置図

(2) 変更の理由書

(3) 第2条第2号から第8号までに掲げる書類で、変更事項に関するもの

2 占有者が政令第8条各号に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ、別記第8号様式による届出書を知事に届出しなければならない。

(昭59規則31・平2規則49・一部改正)

(住所等の変更)

第11条 占有者は、住所又は氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更したときは、速やかに別記第9号様式による変更届を知事に提出しなければならない。

(昭59規則31・一部改正)

(権利の譲渡及び承継)

第12条 占有者は、その権利を他人に譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で、別記第10号様式による譲渡承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 相続人又は合併により設立された法人その他の一般承継人は、その権利の承継後速やかに別記第11号様式による承継届に承継の原因を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(昭59規則31・一部改正)

(期間の更新)

第13条 占有者は、占用の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1月前までに、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、占有者に対し、占用の場所の位置図その他の書類の提出を求めることができる。

(昭59規則31・平2規則49・令8規則28・一部改正)

(廃止届等)

第14条 占有者は、占用の廃止をしたとき又は工事を取りやめたときは、速やかに別記第12号様式による届出書を知事に提出し、原状回復についての指示を受けなければならない。

(昭59規則31・一部改正)

(工事の時期等)

第15条 12月1日から翌年の3月末日までの間占有に伴う道路の掘削工事は、認めないものとする。

2 道路の舗装工事完了後、コンクリート舗装については5年間、アスファルト舗装については3年間当該箇所の占有は、認めないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、掘削工事又は占有を認めることができる。

(1) ガス又は水道の各戸引込管を埋設する場合

(2) その他緊急に施行する必要があると知事が認める場合

(昭59規則31・全改)

(維持管理義務)

第16条 占有者は、その占有物件について許可条件を厳守し、道路管理に支障のないよう常に良好な状態で維持し、管理しなければならない。

(国の占用)

第17条 法第35条の規定による国の道路の占用については、第2条から前条までの例による。

(昭62規則21・一部改正)

(経 由)

第18条 法、政令及びこの規則により知事に提出する申請書等は、占用の場所を所管する地域振興局長を経由しなければならない。

(平14規則23・平18規則24・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 新潟県道路占用料等徴収条例施行規則（昭和28年新潟県規則第43号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に許可を受けた者又は許可を申請している者については、この規則により許可を受けた者又は許可を申請している者とみなす。
- 4 第9条の規定は、この規則施行の際現に占用している物件については、昭和47年3月31日まで適用しない。

附 則（昭和59年規則第31号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第21号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第49号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 道路法施行規則の一部を改正する省令（平成2年建設省令第3号）附則第2項の規定により、道路の占用の許可申請書及び協議書の様式については、改正後の新潟県道路占用規則の規定にかかわらず、平成3年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成6年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年規則第28号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）（昭59規則31・全改）

道路の占用の許可基準

(1) 地上占用物件

ア 設置する場所は、次の場所以外とすること。

- (ア) 道路が交差し、接続し、若しくは屈曲する場所、横断歩道（歩道橋を含む。）又は踏切道から10メートル以内の場所
- (イ) 信号機から20メートル以内又は道路標識若しくは消防施設から10メートル以内の場所
- (ウ) 街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼすおそれのある場所
- (エ) 地先居住者に支障を及ぼすおそれのある場所

イ 法敷のある道路にあつては、法尻に設置すること。なお、法敷のない道路の場合は、車道の建築限界を侵さない位置とし、別途知事の定めるところによること。

ウ 特に冬期間の積雪を考慮した構造とし、落雪等のおそれがある場合は、必要に応じ防護策を施すこと。

エ 色彩及び形状は、周囲の美観風致を損なわないものとし、特に道路標識、信号機、消防施設等と紛らわしいものでないこと。

オ 前各項に定める場所等により難い場合は、知事の指示する場所等によること。

(2) 地下占用物件

ア 道路上及び地下の占用物件等に影響を及ぼすおそれのある場所に設置しないこと。

イ 道路の横断箇所は最小限にとどめ、やむを得ない理由で道路を横断する場合は、道路に対し直角に埋設すること。

ウ マンホールを設置する場合は、交差点内は避け、技術的に可能な範囲まで間隔を開け、蓋の高さは路面と同一面、かつ、同一勾配とすること。

エ 前各項に定める場所等により難い場合は、知事の指示する場所等によること。

別表第2（第5条関係）（昭59規則31・全改、昭62規則21・平2規則49・平6規則6・一部改正）

保安設備及び監督

- (1) 工事区間の起点及び終点には、別紙1による占用工事標識を設置すること。更に必要に応じ、工事箇所前方100メートルと200メートルの地点に、それぞれ別紙2による工事箇所予告標示板を設置すること。なお、小規模な工事の場合は、別紙1の占用工事標識を別紙3の占用工事標識とすることができる。
- (2) 工事を夜間又は昼夜兼行で行う場合は、前項の占用工事標識の真上に、別紙4による夜間工事標識又は昼夜兼行工事標識を設置すること。
- (3) 工事施行に伴う回路の入口には、別紙5によるまわり道標識を設置すること。
- (4) 前各項の標識には、夜間遠方から確認できる照明及び反射装置を施すこと（照明の電源は電灯線からとり、やむを得ない場合は電池とすることができる。次項において同じ。）。
- (5) 工事現場には、バリケード等の防護施設を設け、夜間は、赤色灯又は黄色灯を設置すること。
- (6) 前各項の標識及び防護施設は堅固な構造とし、風雨等で倒れないように措置した上、所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を十分に行うこと。
- (7) 工事をを行う場合は、交通誘導員を配置すること。
- (8) 工事現場には、工事を監督する者を常時配置すること。
- (9) 前各項に定める保安設備及び監督により難い場合は、知事の指示する方法で行うこと。

The diagram illustrates a rectangular construction site sign with a total width of 1.30 m and a total height of 1.80 m. The sign is divided into three horizontal sections. The top section has a height of 60 cm and contains four red circles (indicated by arrows and the label '赤色') followed by the text '工事中'. Below this, the text 'ご迷惑をおかけしております' is centered. The middle section has a height of 75 cm and contains the text '区間 ○○○ から ○○○ まで', '工期 ○月○日から ○月○日まで', '許可番号 ○○年○月○日', and '第 号' followed by '施工' and '電話'. The bottom section has a height of 45 cm and contains the text '企業者' and '連絡先' followed by '電話'. All text and lines are blue (indicated by an arrow and the label '文字と線は青色'). The background is white (indicated by an arrow and the label '地は白色'). Dimensions are provided for each section and its components.

1.30 m

赤色

地は白色

60 cm

15 cm

15 cm

工事中

ご迷惑をおかけしております

75 cm

8 cm

8 cm

8 cm

区間 ○○○ から ○○○ まで

工期 ○月○日から ○月○日まで

許可番号 ○○年○月○日

第 号

施工

電話

45 cm

10 cm

10 cm

8 cm

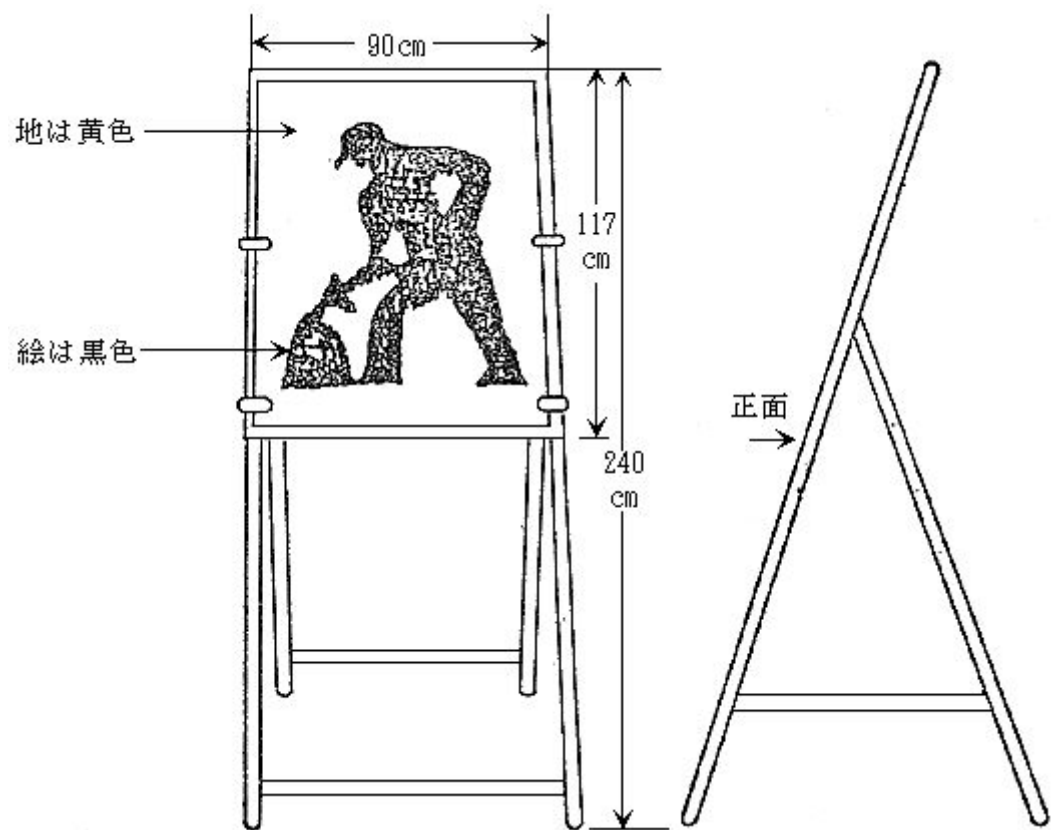
企業者

連絡先

電話

文字と線は青色

別紙 2



標識板の下部に、距離を表示する補助標識板を設置すること。

別紙 3

40 cm	
赤色	
道 路 占 用 工 事 中	
許可年月日	年 第 月 号 日
工 事 期 間	○ 月 ○ 日 ~ ○ 月 ○ 日
占 用 者 住 所 ・ 氏 名 電 話	○ ○ 市 ○ ○ 町
施 工 者 住 所 ・ 氏 名 電 話	× × 市 × × 町
15 cm	25 cm

30 cm

6

5

5

7

7

文字、線は青色

地は白色

別紙 4

夜間工事標識



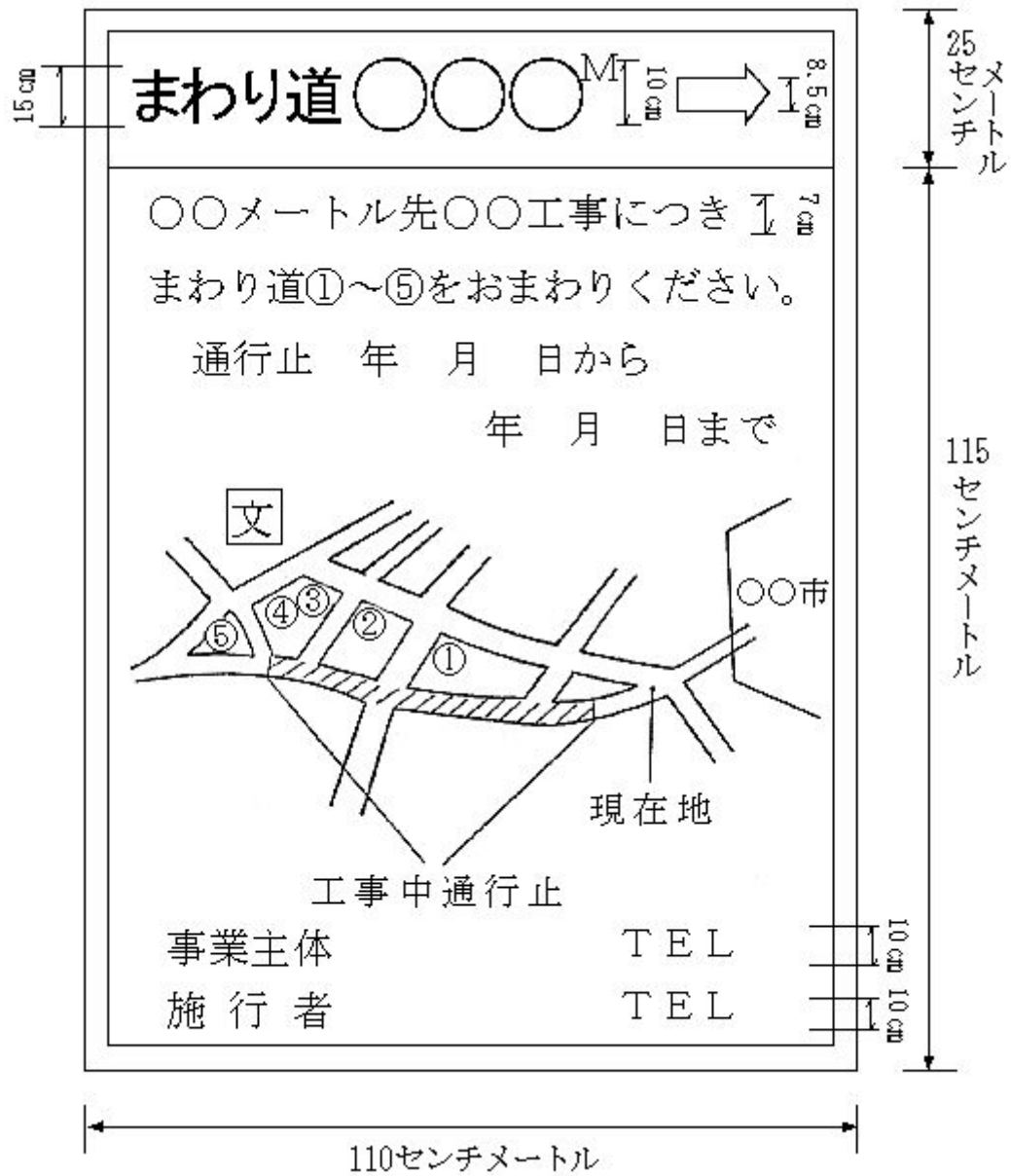
地色は白色とし、文字及び縁線は青色とする。

昼夜兼行工事標識



「昼」及び「間」の文字並びに中央部の地色は白色とし、「夜」の文字及び左右の地色は青色とする

まわり道標識



- 1 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。

別表第3（第6条関係）（昭59規則31・全改、昭62規則21・一部改正）

工事施行の方法

- (1) 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂、工事用器具、機械、材料等（以下「掘削土砂等」という。）を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
- (2) 掘削土砂等で、消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。
- (3) 掘削土砂等で、道路標識又は道路標示を不明瞭にしないこと。
- (4) 掘削する場所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- (5) 掘削箇所には、深さ、地質等に応じて適当な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないようにすること。
- (6) 道路を横断して掘削する場合には、交通に支障を及ぼさないように部分的に行うこと。
- (7) 1日に掘削する範囲は、当日中に埋戻しができる限度にとどめること。
- (8) 工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造その他に影響を及ぼさないよう路面外に排出すること。
- (9) 掘削した道路は、知事の指示する工法で復旧すること。
- (10) 掘削土砂は使用せず、全土量を良質土で入れ替えて埋め戻すこと。
- (11) 掘削した舗装道路の路面復旧は、速やかに仮舗装を行い、知事の指示する時期に本復旧を行うこと。
- (12) 工事が完了したときは、速やかに路面の清掃を行い、交通その他道路管理上支障を及ぼさないようにすること。
- (13) 前各項の工法により難しい場合は、知事の指示する工法で行うこと。

別記

第 1 号様式 削除（平 2 規則 49）

第 2 号様式（第 4 条関係）（昭 59 規則 31・全改、平 6 規則 6・平 6 規則 23・平 12 規則 63・一部改正）

工 事 着 手 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

次のとおり工事に着手したいので、新潟県道路占用規則第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月	年 月 日
5 現 場 責 任 者 及 び 連 絡 先	電話
6 指 示 事 項 (道路管理者記入欄)	

工 事 完 了 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電 話〕

次のとおり工事が完了したので、新潟県道路占用規則第4条第2項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線	
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
3 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
4 現 場 責 任 者 及 び 連 絡 先		
5 検 査 確 認 (道路管理者記入欄)	検 査 年 月 日	
	検査者職氏名	
	立 会 者	
	結 果	

路面復旧工事施工面積確認書

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所

氏 名

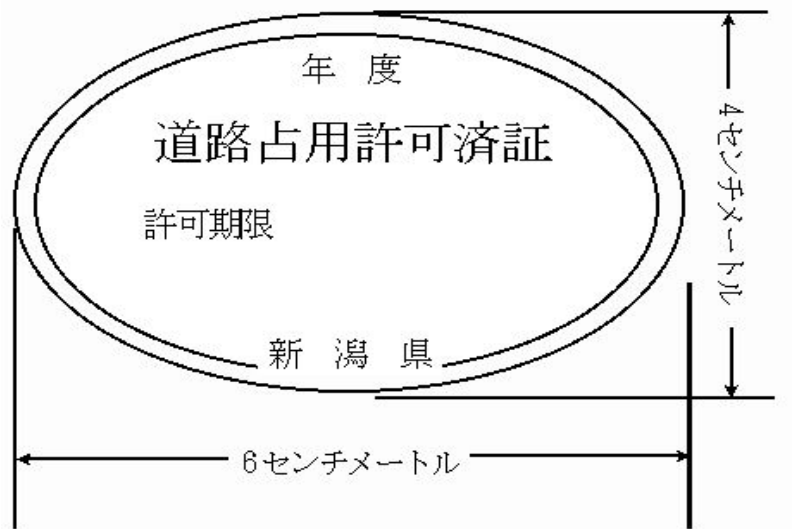
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

次のとおり立会いが完了したので、新潟県道路占用規則第 8 条第 2 項の規定により確認書を提出します。

1	仮 舗 装 の 完 了 年 月 日	年 月 日			
2	検 査 完 了 及 び 立 会 年 月 日	年 月 日			
3	立 会 者	新 潟 県	職	氏 名	
		占 用 者	職	氏 名	
4	確 認 事 項				
申 請 の 年 月 日 番 号	許 可 の 年 月 日 番 号	路 線 名	路 面 の 種 類 及 び 舗 装 厚	復 旧 面 積	
				実掘削面積 ㎡	影 響 面 積 ㎡

第5号様式（第9条関係）（昭59規則31・全改）

ステッカー



注

- 1 色は年度ごとに变えること。
- 2 材質は耐久性のあるものとする。
- 3 標示対象物件は、別記第6号様式で標示する占有物件を除くすべての路上占有物件とする。

第6号様式（第9条関係）（昭59規則31・全改）

木製標示板

道 路 占 用 許 可 済 証		
許 可 年 月 日 号	年 月 日 第 号	
占 用 物 件	名 称	
	数 量	
占 用 場 所		
占 用 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
占 用 者	住 所	
	氏 名	
許 可 権 者		

注

- 1 地色は白色とし、線及び文字は黒色とすること。
- 2 標示対象物件は、工事用板囲い、材料置き場、足場その他これらに類する工事用施設とする。

第 7 号様式 削除 (平 2 規則 49)

第 8 号様式 (第10条関係) (昭59規則31・全改、平 2 規則49・平 6 規則 6・平 6 規則23・平12規則63・一部改正)

道 路 占 用 変 更 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

次のとおり道路の占有を変更したいので、新潟県道路占有規則第10条第 2 項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 県 道	号 線
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
3 変 更 理 由		
4 変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 _____

次のとおり住所・氏名を変更したので、新潟県道路占用規則第11条の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 県 道		号 線
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
3 変 更 理 由			
4 変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		

申請書
道路占用権譲渡協議

年 月 日

新潟県知事様

譲渡人 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

譲受人 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

次のとおり道路占用権を譲渡したいので、新潟県道路占用規則第12条第1項の規定により申請
協議 します。

1 路 線 名	一般国道 県 道	号 線
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号
3 譲 渡 の 理 由		

道 路 占 用 権 承 継 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 _____

次のとおり道路占用権を承継したので、新潟県道路占用規則第12条第2項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 県 道 号 線
2 許 可 年 月 日 及び番号	年 月 日 第 号
3 承 継 の 理 由	
4 前 占 用 者 の 住 所 及 び 氏 名	

廃止
道路占用
取りやめ
届

年 月 日

新潟県知事様

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電 話

次のとおり道路占用を廃止したので、新潟県道路占用規則第14条の規定により届け出ます。
取りやめ

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線	
2 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
3 廃 止 年 月 日 取りやめ	年 月 日	
4 廃 止 の 理 由 取りやめ		
5 道 路 の 復 旧 方 法		
6 検 査 確 認 (道路管理者記入欄)	検査 年 月 日 確認	年 月 日
	検査 者職氏名 確認	
	結 果	